

# 令和6年度小松島市住民税非課税・均等割課税世帯 臨時特別給付金の申請はお済みですか？

低所得者支援として、国の総合経済対策に基づき、令和6年度新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付します。

ただし、小松島市住民税非課税世帯等臨時特別給付金で3万円を受給した世帯は、7万円を給付します。(1世帯1回限り)

## 支給対象世帯

基準日(令和6年6月3日)時点で小松島市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税の課税状況が次のいずれかに該当する場合。

- ・世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税となる世帯
- ・世帯全員が令和6年度住民税均等割のみ課税となる世帯、または令和6年度住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外です。

- ・令和5年度住民税非課税世帯に対する小松島市住民税非課税世帯臨時特別給付金(7万円)または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する小松島市物価高騰対応住民税均等割世帯臨時特別給付金(10万円)の支給対象世帯または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯 ※未申請の世帯や受給辞退された世帯も含まれます
- ・世帯全員が、令和6年度住民税均等割等課税者に扶養された方のみで構成された世帯

**申請期限** 9月30日(月)

## 問 小松島市臨時特別給付金担当

☎38・7710 / FAX32・3738

(受付時間:午前8時30分から午後5時15分  
(平日のみ))

✉kyufukin@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp

## 飼い犬・飼い猫の避妊・去勢手術助成制度について

飼い犬や飼い猫の避妊・去勢手術を受ける際の手数料を一部助成します

■対象 市に住民登録を有する方が、市内で飼育している犬または猫

※犬の場合は、登録および2024年度の狂犬病予防注射を受けていること

※令和6年6月30日以前に生まれた犬・猫

**申込期間** 10月1日(火)から31日(木)(当日必着)

※応募多数の場合は抽選 ※申込期間厳守、期間外到着分は対象外とします。

■申込方法 往復はがきに次の事項を明記し、お申し込みください。

※10月1日(火)から郵便料金が変わります、不足の無いようご注意ください。

①飼い主の住所・氏名・電話番号(誤字無く正確に記入してください)

②犬または猫の種別 ③犬または猫の名前・年齢・性別・毛色

④犬の場合は、犬の登録番号および2024年度狂犬病予防注射済票番号

■助成額 1頭5千円

■助成予定 50頭

**手術実施期間** 11月15日(金)から令和7年1月20日(月)まで

■実施方法 徳島県獣医師会加盟の動物病院(事前連絡、返信はがき・印鑑持参)で手術し、手術費用から助成額5千円を差し引いた額をお支払いいただきます。

**申込・問** 公益社団法人徳島県獣医師会 〒770-8007 徳島市新浜本町2丁目3-6 ☎088・663・6607



## 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の助成制度について

市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を受けさせる市民の方に、手術費用の一部を助成しています。

※現在、申請受付中か電話でご確認ください。申請が上限に達した場合、交付決定を受けた方の取り下げ等で申請枠が空いた場合は、改めて市ホームページ等でお知らせします。

**問** 市環境衛生センター(芝生町花谷3番地) ☎32・8290 / FAX32・8295